

来年度より、改正フロン類法が 施行されます

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、昨年6月にフロン類法が改正され、来年4月から施行予定です。

★フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍空調機器の管理者（機器の所有者等）には、冷媒漏えい防止のための機器の点検、漏えい時の修理（繰り返し充填の原則禁止）、機器整備の結果の記録・保存、適正な使用環境の維持等が義務づけられます。また、一定量以上の漏えいがある場合には、国への漏えい量報告の義務が新たに生じます。

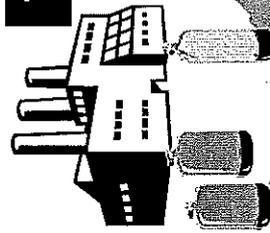
★業務用冷凍空調機器の設備施工・保守・メンテナンス業者（機器に冷媒を充填・回収する業者）には、充填に係る業の登録、充填基準の遵守、充填・回収証明書の発行等の新たな義務が生じます。

別紙のとおり、各地で改正法の説明会が開催されますので、上記の方々には参加をご検討ください。

改正フロン類法の概要

(1)フロン類の転換、再生利用による新規製造量等の削減
(判断基準の遵守)

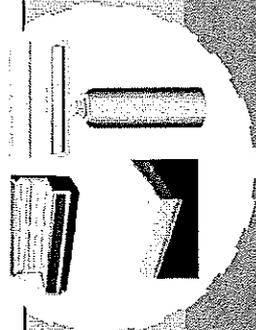
フロンメーカー



低GWP・自然冷媒

フロン類

製品メーカー

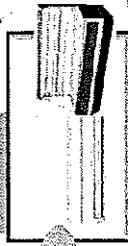


低GWP・
自然冷媒製品

(2)冷媒転換の促進（ノンフロン・低GWPフロン製品への転換）
(判断基準の遵守)

(3)業務用機器の冷媒適正管理
(使用時漏えいの削減)
(判断基準の遵守、漏えい量報告)

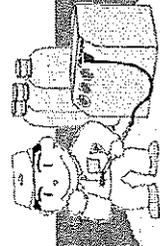
ユーザー



定期点検

不調時の修理

漏えい量
算定・報告

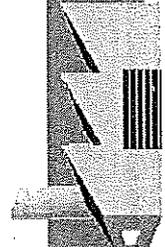


充填量報告

充填回収業者(充填)

(5)再生・破壊処理の適正化
(業の許可制、証明書による再生・破壊完了の確認等)

一部再生利用



破壊義務

破壊業者、再生業者

充填回収業者(回収)

(4)充填の適正化、回収の義務
(業の登録制、充填/回収基準の遵守等)

業務用冷凍空調機器の管理者(機器の所有者等)による 冷媒漏えい防止のための管理義務の内容(予定)

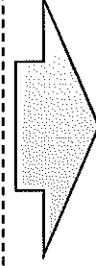
平常時の対応

①適切な場所への設置等

- ・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全の実施。

②機器の点検

- ・全ての業務用冷凍空調機器を対象とした簡易点検の実施。
- ・一定の業務用冷凍空調機器について、専門知識を有する者による定期点検の実施。(次ページ参照)



漏えい発見時の対応

③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

- ・冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置の実施。

④点検等の履歴の保存等

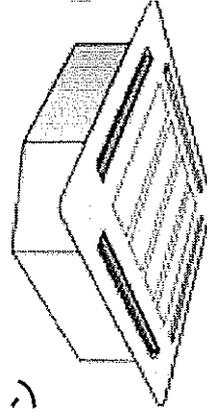
- ・適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存。
- ・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

改正フロン類法に基づく定期点検の義務対象機器(予定)

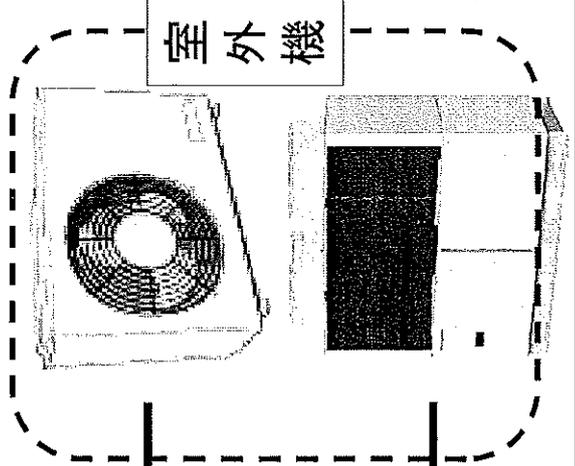
製品区分	対象機器	対象機器を使用すると想定される管理者の例(※)
エアコンディショナー (店舗・オフィス用エアコン、ビル用マルチエアコン、大型空調機等)	当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器等	○食品スーパーなどの小売店(床面積1,500㎡程度以上) ○中規模事務所 ○病院 ○工場 ○大規模展示場 等
冷蔵機器及び冷凍機器 (内蔵型・別置型ショーケース、輸送用冷凍冷蔵ユニット、大型冷凍機等)	当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器等	○食品スーパーなどの小売店(床面積1,500㎡程度以上) ○冷凍冷蔵倉庫 ○運送事業者 等

※管理者の例は、業態別の代表的な設備構成から推定したものであり、実際の義務対象者とは異なっている可能性がある。なお、義務対象の判断に当たっては業態は考慮しない。

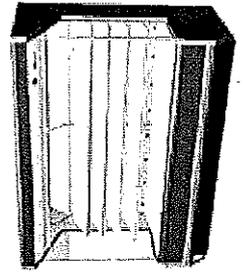
例) 業務用エアコン



室外機



例) 食品店舗用ショーケース



【参考】業態別冷凍空調設備の構成例

業態(床面積)	1 事業所あたりの平均的な設備構成例 (各機器の出力は圧縮機定格出力)
百貨店(25,000㎡)	ビル用マルチエアコン:40kW×20台 別置型ショーケース:10kW×10台
総合スーパー(10,000㎡)	ビル用マルチエアコン:40kW×10台 別置型ショーケース:10kW×10台
食料品スーパー(1,500㎡)	店舗・オフィス用エアコン:5~15kW×8台 別置型ショーケース:4~30kW×10台
食料品専門店(100㎡)	店舗・オフィス用エアコン:3~5kW×1台 別置型ショーケース:3~7.5kW×2台
コンビニエンスストア(200㎡)	店舗・オフィス用エアコン:3kW×2台 別置型ショーケース:2kW、8kW
大規模ビル(10,000㎡)	ビル用マルチエアコン:25kW×20台
小規模事務所(150㎡)	店舗・オフィス用エアコン:5kW×2台
冷凍冷蔵倉庫(500㎡)	冷凍冷蔵ユニット:20kW×2台
食品加工工場(300㎡)	冷凍冷蔵ユニット:7.5kW×5台
レストランチェーン店(600㎡)	店舗・オフィス用エアコン:5kW×3台 業務用冷蔵庫:0.75kW×8台

※上記は業態別の代表的な設備構成を示したものであり、実際には事業規模等によって異なる。

中央環境審議会・産業構造審議会合同会議の資料より抜粋

改正フロン類法の説明会情報

開催日時・場所

神奈川県最寄りとしては、平成²⁶年12月22日(月)かながわ労働プラザが予定されています。その他の日程、会場については、下記問い合わせ先ホームページをご覧ください。

1. 説明内容 (別紙2参照)

- ①「改正法」説明会：業務用冷凍空調機器の管理者向け
- ②「改正法」説明会：保守・メンテナンス・設備工事業者等向け
- ③「簡易点検」説明会：業務用冷凍空調機器の管理者向け

2. 問い合わせ先

- ①及び②について
(一財)日本冷媒・環境保全機構(JRECO) ☎03-5733-5311
- ③について
(一社)日本冷凍空調設備工業連合会(日設連) ☎03-3435-9411

3. 申込先(WEB 窓口)：

JRECO サイト：<http://www.jreco.or.jp/guidance.html>

日設連サイト：<http://www.jarac.or.jp/seminar/f1.html>

※全ての説明会について、どちらのサイトからでも申し込み込みが可能です。